右の者に対する爆発物取締罰則違反、殺人、殺人未遂被告事件(昭和六三年(あ)第六八二号)について、平成六年七月一五日当裁判所が言い渡した判決に対し、被告人から判決訂正の申立てがあったが、右判決の内容に誤りのあることを発見しないので、刑訴法四一七条一項により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを棄却する。

平成六年九月五日

最高裁判所第二小法廷

 裁判長裁判官
 大
 西
 勝
 也

 裁判官
 中
 島
 敏
 次
 郎

 裁判官
 根
 岸
 重
 治